

保育制度の維持・拡充を求める意見書

少子化の進む中、次世代育成支援に対する国と自治体の責任は国の根幹をなす課題として注目されており、保育・子育て支援施策の拡充に対する国民、市民の期待は高まっている。

このような中、国における保育制度の改革についての議論は、直接契約方式の導入、最低基準の見直しなど、保育の公的責任を後退させる改革論であり、さらには、一般財源化並びに幼保一体化が取りざたされている。こうした経済効率優先の改革が進めば、保育の地域格差や保育の質の低下を招くことにつながり、また、家庭の経済の状況により、子どもが必要な保育を受けることができない状態が生じることになる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、すべての子どもたちの健やかな育ちを保障し、国や自治体の責任で、保育・子育て支援施策を大幅に拡充されるよう下記事項を要求するものである。

記

- 1 児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所最低基準は地方へ移譲することなく国の責任で行うとともに、子どもの健やかな育ちを保障するための抜本的な改善をすること。
- 2 民間保育所運営費の一般財源化は、地域間格差を広げ、子どもの享受する保育の均衡を損ない、質の低下を招くおそれがあり、導入しないこと。
- 3 幼保一体化を含む保育制度改革に当たっては、拙速な結論は避け、慎重に審議し、保育に格差が生じる直接契約方式は導入しないこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月20日

三鷹市議会議長 田 中 順 子